

# 大分県報

平成二十九年  
号外（五二）  
四月一日

（土曜日）

## 目次

規則	特定非営利活動促進法の施行に関する規則の一部改正……………一
規則	森林組合法施行細則の一部改正……………二
教育委員会規則	学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正……………八
訓令 甲	大分県部長会議設置規程の一部改正……………八
訓令 甲	大分県職員安全衛生管理規程の一部改正……………九
訓令 甲	大分県防火等管理規程の一部改正……………九
訓令 甲	議会議事規則……………九
訓令 甲	教育委員会訓令……………九
訓令 甲	選挙管理委員会訓令……………九
訓令 甲	人事委員会訓令……………九
訓令 甲	監査委員訓令……………九
訓令 甲	労働委員会訓令……………九
訓令 甲	企業局訓令……………九
訓令 甲	病院局訓令……………九
訓令 甲	大分県個人情報に関する規程の一部改正……………一〇
訓令 甲	教育委員会訓令……………一〇
訓令 甲	大分県教育委員会電子署名規程の一部改正……………一〇
規則	〇……………一〇

特定非営利活動促進法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

### 大分県規則第四十二号

#### 特定非営利活動促進法の施行に関する規則

特定非営利活動促進法の施行に関する規則（平成二十四年大分県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「登録して」を「登録し、又はインターネットの利用により公表して」に改める。

第二十二条の見出し中「認定特定非営利活動法人の」を削り、同条第一項中「仮認定」を「特別認定」に改め、同条第二項中「第五十二条第一項」の下に「（法第六十二条において準用する場合を含む。）」を加え、「法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条」を「第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条」に改める。

第二十三条の見出し中「認定特定非営利活動法人の」を削り、同条中「第五十三条第一項」の下に「（法第六十二条において準用する場合を含む。）」を加え、「仮認定」を「特別認定」に改める。

第二十四条第一項中「仮認定」を「特別認定」に改め、同条第二項を次のように改める。  
2 条例第十二条第二項の規定による書類の提出は、認定（特別認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書（第二十二号様式）によるものとし、当該書類には、副本一通を添えるものとする。

第二十五条の見出し中「仮認定」を「特別認定」に改め、同条第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特別認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特別認定を」に改める。

第四号様式中、「法第52条第1項」の次に「（同法第62条において準用する場合を含む。）」を加え、「仮認定特定非営利活動法人」を「特別認定特定非営利活動法人」に改める。

第五号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特別認定特定非営利活動法人」に、「仮認定の」を「特別認定の」に改め、「第47条」及び「第54条第2項第2号から第4号まで」の次に「（同法第62条において準用する場合を含む。）」を加え、「（その金額が二百万円以下の場合に限る。）」を加え、「第54条第3項及び第4項に規定する次に掲げる」を「第54条第3項（同法第62条において準用する場合を含む。）に規定する助成金の支給の実績を記載した」に改め、「ア 助成金の支給の実績を記載した書類」及び「イ 海外への送金又

は金銭の持ち出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合で、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（事前の作成が困難な場合はその実施日）を記載した書類を置く。

第六号様式から第八号様式までの規定中、「法第52条第1項」の次に「（同法第62条において準用する場合を含む。）」を加へ、「仮認定特定非営利活動法人」や「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第十七号様式中「仮認定」や「特例認定」に改める。

第十九号様式中「（仮認定）」や「（特例認定）」を「仮認定」や「特例認定」に改める。

「仮認定特定非営利活動法人」や「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二十号様式中「（仮認定）」や「（特例認定）」を「仮認定」や「特例認定」に改める。

第二十一号様式中「（仮認定）」や「（特例認定）」を「仮認定」や「特例認定」に改め、「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号」の次に「（同法第62条において準用する場合を含む。）」を加へ、「（その金額が二百万円以下の場合に限る。）」を加へ、「第47条各号」の次に「（同法第62条において準用する場合を含む。）」を加へ、「仮認定特定非営利活動法人」及び「特例認定特定非営利活動法人」に改め、「（に特定非営利活動促進法第54条第2項）の次に「（同法第62条において準用する場合を含む。）」を加へる。

第二十二号様式中「（仮認定）」や「（特例認定）」を「仮認定」や「特例認定」に改める。

「仮認定特定非営利活動法人」や「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二十三号様式を次のように改める。

第23号様式 削除

第二十四号様式中「仮認定特定非営利活動法人」や「特例認定特定非営利活動法人」に「仮認定を」と「特例認定を」を「仮認定の」と「特例認定の」に改め、「仮認定申請書」や「特例認定申請書」を「仮認定申請書総紙」や「特例認定申請書総紙」に改める。

第二十五号様式中「（仮認定）」や「（特例認定）」を「仮認定」や「特例認定」に改める。

「認定」「認定

仮認定 や 特例認定 を「仮認定特定非営利活動法人」や「特例認定特定非営利活

上記以外」 上記以外」

動法人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十三号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和五十四年大分県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「申請」の下に「及び届出」を加え、同条中「第十条第一項」の下に「（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）」を、「同条第三項」の下に「（法第百九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「第三号様式」により「の下に」「同条第四項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の軽微な事項に係る変更の届出は森林経営信託規程変更届出書（第三号様式（二）により）を加える。

第三条中「第十二条」の下に「（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八条の見出し中「申請」の下に「及び届出」を加え、同条中「同条第三項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）」の下に「以下この条において同じ。」を、「（第十一号様式）により」の下に「、同条第四項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の軽微な事項に係る変更の届出は共済規程変更届出書（第十一号様式（二）により）を加える。

第九条の見出し中「申請」の下に「及び届出」を加え、同条中「同条第三項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）」の下に「以下この条において同じ。」を、「（第十四号様式）により」の下に「、同条第四項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の軽微な事項に係る変更の届出は林地処分事業実施規程変更届出書（第十四号様式（二）により）を加え、同条の次に次の一条を加える。

（森林経営規程の承認等の申請及び届出）

第九条の二 法第二十六条の三第一項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の承認の申請は森林経営規程承認申請書（第十四号様式（三））により、同条第三項（法第

百九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の変更の承認の申請は森林経営規程変更承認申請書(第十四号様式の四)により、同項の廃止の承認の申請は森林経営規程廃止承認申請書(第十四号様式の五)により、同条第四項(法第百九条第一項において準用する場合を含む。)の軽微な事項に係る変更の届出は森林経営規程変更届出書(第十四号様式の六)により行わなければならない。

第一号様式中「第10条第1項」を「第10条第1項において準用する同法第10条第1項」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「第10条第3項」を「第10条第1項において準用する同法第10条第3項」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第3号様式の2(第2条関係)

森林経営信託規程変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
届出者  
代表者の職  
氏名及び

印

森林経営信託規程を変更したので、森林組合法第109条第1項において準用する同

第4項の規定により届け出ます。  
法第10条第4項

添付書類

- 1 森林経営信託規程の変更の理由書
- 2 森林経営信託規程の変更条文の新旧対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本

第11号様式の2（第8条関係）

共済規程変更届出書

年 月 日

「第12条」及び「第109条第1項において準用する同法第12条」  
 「森林組合の」及び「森林組合連合会」の

「第12条」及び「第109条第1項において準用する同法第12条」  
 「第12条」及び「第109条第1項において準用する同法第12条」

「第12条」及び「第109条第1項において準用する同法第12条」  
 「第12条」及び「第109条第1項において準用する同法第12条」

「森林組合（）」及び「森林組合連合会（）」

「第12条」及び「第109条第1項において準用する同法第12条」  
 「第12条」及び「第109条第1項において準用する同法第12条」

「第12条」及び「第109条第1項において準用する同法第12条」

第十一号様式の次に次の様式を加える。

大分県知事 殿

所在地  
 届出者  
 代表者の職  
 及び氏名

印

共済規程を変更したので、森林組合法第19条第4項の規定により届け出ます。

- 添付書類
- 1 共済規程の変更の理由書
  - 2 共済規程の変更条文の新旧対照表
  - 3 総会又は総代会の議事録の謄本

第十四号様式の次に次の五様式を加える。

第14号様式の2(第9条関係)

林地処分事業実施規程変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
届出者  
代表者の職  
及び氏名

印

林地処分事業実施規程を変更したので、森林組合法 第 24 条 第 109 条 第 1 項において準用する同法第24条第4項 4 項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 林地処分事業実施規程の変更の理由書
- 2 林地処分事業実施規程の変更条文の新旧対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本

第14号様式の3（第9条の2関係）

森林経営規程承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
申請者  
名 称  
代表者の職  
及 び 氏 名

印

森林経営規程を定めたので、森林組合法 第26条の3

第1項の規定により承認を申請します。  
第3第1項

- 添付書類
- 1 森林経営規程
  - 2 総会又は総代会の議事録の謄本

第14号様式の4（第9条の2関係）

森林経営規程変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
申請者  
名 称  
代表者の職  
及 び 氏 名

印

森林経営規程を変更したので、森林組合法 第26条の3

第3項の規定により承認を申請します。  
第26条の3第3項

- 添付書類
- 1 森林経営規程の変更の理由書
  - 2 森林経営規程の変更条文の新旧対照表
  - 3 総会又は総代会の議事録の謄本

第14号様式の5(第9条の2関係)

森林経営規程廃止承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
申請者  
名 称  
代表者の職  
及 び 氏 名

印

森林経営規程を廃止したいので、森林組合法 第26条 第109条第1項において準用する同法

第3項の規定により承認を申請します。  
第26条の3第3項

添付書類

- 1 森林経営規程の廃止の理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 森林経営事業実績書
- 4 残務処理の方法を記載した書類

第14号様式の6(第9条の2関係)

森林経営規程変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
届出者  
名 称  
代表者の職  
及 び 氏 名

印

森林経営規程を変更したので、森林組合法 第26条 第109条第1項において準用する同法第

第4項の規定により届け出ます。  
第26条の3第4項

添付書類

- 1 森林経営規程の変更の理由書
- 2 森林経営規程の変更条文の新旧対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○教育委員会規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十三号

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。  
第七条第一項を次のように改める。

条例第十条第一項第二号の表の備考二の任命権者が定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第八条第一項の表の七の項中「子」の下に「（条例第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この表及び第十一条第二号において同じ。）を加え、同表の二十一の項中「を含む」を「及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第七条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以下この項において同じ）」に改め、同表の二十三の項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「この項において」を削る。

第八条の二第一項中「であつて職員と同居しているもの」を「（第二号から第五号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第四項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を第五項と

し、第二項の次に次の二項を加える。  
3 条例第十一条の二第一項の指定期間（以下「指定期間」という。）として指定することを希望する期間は、一回につき二週間を下回らないものとする。  
4 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第八条の二の次に次の一条を加える。  
（介護時間）

第八条の三 条例第十一条の三第一項の任命権者が定める期間は、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間がある場合には当該期間を除く。）とする。

2 条例第十一条の三第二項の任命権者が定める時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第二十五条第二項の育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。  
3 介護時間の単位は、三十分とする。  
第九条第三項中「大分県立津久見高等学校海洋科学学校」を「大分県立海洋科学高等学校」に改める。

第九条の二中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）」を「育児休業条例」に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

○訓令甲

大分県訓令甲第十九号

本 庁

大分県部長会議設置規程（昭和四十六年大分県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
第三条第一項中「各部長」の下に「（国民文化祭・障害者芸術文化祭局長を含む。）」を



加え、同条第二項中「会計管理局長」の下に「、生活環境部防災局長」を加える。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第二十号

本 地方機関  
地 方 機 関  
庁 長 官 官 署

大分県職員安全衛生管理規程（昭和六十年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十五条の二第二項第二号中「九人」を「十人」に改め、同項第四号中「十人」を「十一人」に改める。

別表第二中 「東部保健所 西部保健所」を「東部保健所」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第二十一号

知 事 部 局  
議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
勞 働 委 員 会 事 務 局  
監 査 事 務 局  
企 業 局  
教 育 局  
警 察 本 部

大分県防火等管理規程（昭和四十一年大分県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第二号中「部の長」を「部その他の内部組織の長」に改め、同条第四号中「別表の中欄に掲げる発火性又は引火性物品で同表の下欄に掲げる数量」を「第二条第七項に規定する危険物であつて、同法第九条の四第一項に規定する指定数量」に、「消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第二の中欄に掲げる危険物に準ずる可燃性物品で同表の下欄に掲げる数量未満のもの、同施行令別表第三の上欄に掲げる特殊可燃物で同表の下欄に掲げる物品で、同表の下欄に定める」に、「第七号第二項」を「第七条第二項」に、「第二条に定める火薬類」を「第二条第一項に定める火薬類」に、「火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十五条各号に掲げる数量未満」を「同法第十一条第一項ただし書に規定する数量以下」に改める。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、当該危険物の量が少量で、県庁舎等の防火管理上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○訓 令 甲

議 会 訓 令

教 育 委 員 会 訓 令 甲

選 挙 管 理 委 員 会 訓 令

人 事 委 員 会 訓 令

監 査 委 員 会 訓 令

勞 働 委 員 会 訓 令

企 業 局 訓 令

病 院 局 訓 令

大分県訓令甲第二十二号

大分県議会訓令第二号

大分県教育委員会訓令甲第十九号

大分県選挙管理委員会訓令第一号

大分県報号外（訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選管委訓令・人事

委訓令・監査委訓令・労働委訓令・企業局訓令・病院局訓令）

平成二十九年四月一日

大分県報号外（訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選管委訓令・人事委訓令・監査委訓令・労働委訓令・企業局訓令・病院局訓令・教育委訓令甲）

一〇

大分県人事委員会訓令第三号  
大分県監査委員訓令第一号  
大分県労働委員会訓令第二号  
大分県企業局訓令第八号  
大分県病院局訓令第六号

知事 須賀陽二  
議事 野 俊 介  
教育 田 代 英 哉  
教育 関

選挙管理委員会  
人事委員会事務局  
監査事務局  
労働委員会事務局

企業局  
病院局

大分県訓令甲第二十一号  
大分県議会訓令第一号  
大分県教育委員会訓令甲第十号  
大分県選挙管理委員会訓令第一号  
大分県監査委員訓令第一号  
大分県労働委員会訓令第一号  
大分県企業局訓令第二号  
大分県病院局訓令第二号

大分県個人情報管理に関する規程

平成二十七年大分県人事委員会訓令第一号

一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 須賀 貞  
大分県議会議長 井上 伸 史  
大分県教育委員 木 俊 廣  
大分県選挙管理委員会委員長 一 石 井 久 廣  
大分県人事委員会委員長 石 井 久 廣  
大分県代表監査委員 首 藤 博 文

### ○教育委員会訓令甲

この訓令は、公示の日から施行する。

附則

第二条第二項第一号中「規定する部」の下に「その他の内部組織」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

大分県教育委員会訓令甲第二十号

大分県教育委員会電子署名規程（平成十五年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

第一条中「埋蔵文化財センター」を削る。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条及び第十五条中「埋蔵文化財センターの長」を削る。

別表の埋蔵文化財センターの長の項を削る。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。